

吸収合併公告

2026年4月17日

株主および債権者各位

東京都中央区銀座七丁目5番5号
株式会社資生堂
代表執行役 藤原 憲太郎

当社(甲)および資生堂クリエイティブ株式会社(乙、東京都中央区銀座七丁目5番5号)は、2026年6月1日付で、甲を存続会社、乙を消滅会社とする吸収合併を行い、これにより、甲は乙の権利義務全部を承継し、乙は解散することにいたしましたので、下記のとおり公告いたします。

なお、甲は会社法第796条第2項の規定に基づき、乙は同第784条第1項の規定に基づき、株主総会の承認決議を経ずに合併を行うことを決定しております。また、甲は、乙の全株式を保有しておりますので、この吸収合併に際して株式、金銭等の交付は行わず、資本金の額の増加はいたしません。

記

1. 会社法第796条第3項の規定に基づき、この合併に反対の株主は、本公告掲載の日から2週間以内に書面によりお申し出ください。
2. 会社法第799条第1項の規定に基づき、この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出ください。
3. 各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済

(乙) 掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 2026年3月30日

掲載頁 9頁

以上